

おおむたファミリー・サポート・センター会員の方へ

～ファミリー・サポート・センターの無償化について～

無償化の対象となるのは、以下の①・②に該当する方です。

①特定の条件に該当する本市にお住まいの利用会員

保育の必要性がある方で、市に申請し認定※1を受けた3歳～5歳の子どもと住民税非課税世帯の0歳～2歳までの子どものうち次のどちらかに該当する方

対 象

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育、地域型保育、特別支援学校幼稚園部を利用していない子ども
- ・ 預かり保育を実施していない、または十分な水準の預かり保育※2を実施していない幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部を利用している子ども

対 象 外

- ・ 保育所、十分な水準の預かり保育※2をしている幼稚園、認定こども園、企業主導型保育、地域型保育、特別支援学校幼稚園部を利用している子ども

※1 無償化の対象となるためには、市に申請し、認定を受ける必要があります。

※2 教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間上かつ開所日数が年間200日以上 of 預かり保育

②未就学児の預かりを伴う援助活動

預かりを伴う援助活動が無償化の対象です。

※送迎のみ等の援助活動は、無償化の対象外となります。また、食事代・燃料費等は無償化の対象外です。

対 象

- ・ 保認可外保育施設入所中の子どもを迎えに行き、協力会員が自宅で預かった後、利用会員の自宅へ送った。
- ※預かり時間と送迎時間の合計時間の利用料が無償化の対象となります。

対 象 外

- ・ 認可外の保育施設入所中の子どもを迎えに行き、利用会員の自宅へ送った。

(裏面もご覧ください)

ファミリー・サポート・センター利用に係る無償化の手続き（利用会員）

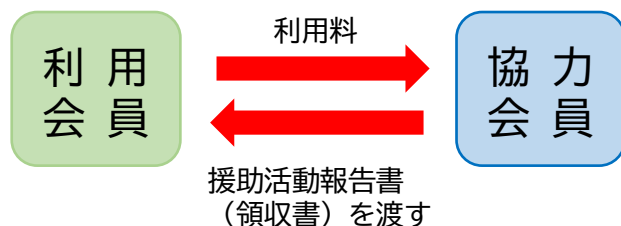
※表面に記載している無償化の対象となる方のみ

①利用会員が協力会員から援助を受ける。



対象となる援助活動は、預かりを伴うもののみ。
※送迎のみの援助は無償化の対象となりません。

②利用会員が協力会員に利用料を支払い、協力会員は「援助活動報告書」（領収書）を利用会員に渡す。

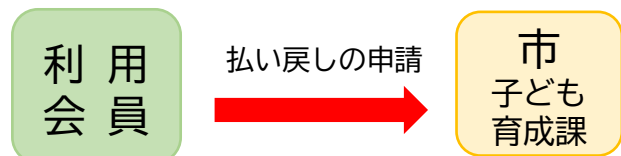


協力会員：活動内容について「預かり」を伴う援助であるかどうかを記載します。

利用会員：市への払い戻しの申請に必要となるため「援助活動報告書（領収書）」は必ず保管してください。

③利用会員は、支払った1か月分の利用料について、市子ども育成課に払い戻しの申請を行う。（1か月分の払い戻し金額には、上限額があります。）

【※市外居住の方については、居住している市町村にお問い合わせください。】



申請場所：保健センター1階 子ども育成課

<申請に必要なもの>

①援助活動報告書（領収書）の原本

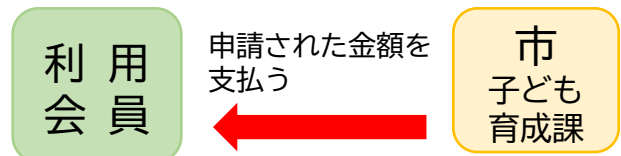
②振込を希望される金融機関の口座情報がわかるもの（通帳等）

※ファミサポ以外の施設等を利用した場合は、その領収書の原本も持参

<その他>

そのほか、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業を利用された場合は、その利用に係る利用料も合算して無償化の対象とする場合があります。

④市は、申請書類を審査し、利用会員へ申請された金額を支払う。



ファミサポの利用について、市がファミサポ事務局に問い合わせることがあります。

原則、申請後1か月以内に、ご指定の口座へお振込みいたします。